

資料 2

北海道運輸局長 殿

道路運送法第 20 条第 2 号に掲げる協議が整っていることの証明書（案）

令和 7 年 3 月 14 日に書面開催された函館市地域公共交通協議会において、下記事項に関し、営業区域外旅客運送が必要であるとの協議が整ったことを証明する。

記

1. 営業区域外旅客運送の対象とする地域
旧南茅部地区（森圏）
2. 営業区域外旅客運送を行う一般乗用旅客事業者
函館第一交通株式会社，株式会社函館第一交通
3. 営業区域外旅客運送を行う期間
令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日
4. 協議が整った年月日
令和 7 年 3 月 日（ ）
5. その他特記事項

令和 7 年 月 日
函館市地域公共交通協議会
会長 奥平 理